

意見書

令和6年12月20日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県立浦和高等学校卒業生有志代表
埼玉県立浦和第一女子高等学校卒業生有志代表
埼玉県立春日部高等学校卒業生有志代表
埼玉県立春日部女子高等学校卒業生有志代表
埼玉県立川越高等学校卒業生有志代表
埼玉県立川越女子高等学校卒業生有志代表
埼玉県立久喜高等学校卒業生有志代表
埼玉県立熊谷高等学校卒業生有志代表
埼玉県立熊谷女子高等学校卒業生有志代表
埼玉県立鴻巣女子高等学校卒業生有志代表
埼玉県立松山高等学校卒業生有志代表
埼玉県立松山女子高等学校卒業生有志代表
(学校名 50 音順)

埼玉県立高校における男女別学校の共学化勧告に対し、県教育委員会教育長は令和6年8月22日付で「措置報告書」(以下「報告書」)を公表した。その中で、「県教育委員会として、今後の県立高校の在り方について総合的に検討する中で、主体的に共学化を推進していく」と共学化を推進する方針が示された。しかし、この結論は妥当性を欠いており、報告書は速やかに撤回、是正されるべきである。

1. 住民の意見反映の重要性について

重要な行政施策の決定にあたっては、生徒や保護者をはじめとする住民の意見を反映することが法令上も当然求められる。令和6年4月に実施された県民アンケートでは、中学生、高校生、そのそれぞれの保護者全ての対象の回答が「県立別学校を共学化しない方がよい」が「県立別学校を共学化した方がよい」を上回り、県立男女別学校が強く支持されていることが明らかになった。その中でも、共学校も含む高校生とその保護者は57%強が「共学化しない方がよい」と回答し、「共学化した方がよい」との回答は僅か7%強に過ぎなかったのである。また、令和6年7月23日には県内の高校生約50名が県庁を訪れ、別学存続を求める3万4千件以上の署名が提出されている。事実、7月26日の定例記者会見で教育長は「別学校にも一定のニーズがある」と自ら述べている。それにもかかわらず報告書がこのような多数の県民意見を軽視して結論を導き出したことは、納得できるものではない。公教育の未来を見据えた

今回の議論は県民の声を基に再構築されるべきであり、別学を維持することが適切であることは明白である。

2. 別学の重要性と多様性の尊重について

前述の県教育委員会が行ったアンケートで高校生、その保護者が「共学化しない方がよい」と回答した理由として、「共学校・別学校の両方選択できる方がよい」「共学化すると伝統の尊重や校風の維持ができなくなる」「別学校は学校生活を安心して過ごせる友人ができる、居場所がある」などの理由が挙げられている。どれも妥当な理由である。県教育委員会は本年7月に策定されたばかりの埼玉県教育振興基本計画(令和6年度～令和10年度)で「魅力ある県立高校づくりの推進」として「生徒・保護者の教育ニーズに対応する」と明確に県民に示しているのではないか。「魅力ある県立高校づくり」と称し未だ県民のニーズが不確かな特殊な学科ばかりを重視し、県民の強い支持が既に明確な「男子校、女子校、共学校」の選択肢を生徒、保護者から奪おうとする埼玉県の姿勢は到底看過できるものではない。

3. 県教育局の進め方に対する問題点について

県教育局は、教育委員会会議の協議の審議を経て報告書を作成したが、いずれも非公開(教育局からの報告以外)で行われており、これでは「開かれた会議」とは言えない。県民の知る権利が無視され、民意の反映もされていないことが明らかである。最初から共学化を前提に協議、審議はなされたのではないかという疑念も抱かざるを得ない。さらに、この報告書作成にかかる協議と審議の回数がこの1年間で計3回のみとあまりにも少なく、深く議論が尽くされたとは言えない。結論ありきで進められた可能性が高いと指摘せざるを得ない。

4. 教育長の不自然な対応について

報告書が公表された後の本年9月25日、共学化を推進する市民団体が教育長宛に、今年度中に担当部署を設け共学化を進めるよう求める要望書を提出した。この要望書を教育長自身が直接受け取り「参考にし検討していきたい」と応じたことには、多くの人が驚きを感じ、不自然さを指摘している。

なぜならばこの報告書が公表されるまでの約1年間、別学維持を求める多くの高校生や保護者、卒業生たちが教育長へ意見書、要望書等を提出するために県庁を訪れたものの、教育長は一度も自ら応対せず、すべて部下である統括監を通じて意見を聴くにとどまっていた。このような対応を続けながら、共学化を支持する市民団体に対してのみ直接面会する姿勢は、公平性を欠き、教育行政における中立性に疑問を抱かせるものである。この点について強く異議を申し立てる。

5. 苦情処理委員の不公正な対応について

今回の共学化勧告のきっかけとなった苦情は、「男子高校が女子の入学を拒否していることが女子差別撤廃条約に違反している」というものであった。しかし、実際にはこの苦情が条約に違反していないことは当初より明らかである。通常に対応であれば「妥当性がない」として却下されるはずのもので、関わらず、苦情処理委員はこの苦情を受理し、共学化を勧告した。さらに、勧告書では「女子差別撤廃条約では男女共学が奨励されている」と述べているが、内閣府が発表した正式な和訳には「男女共学その他の種類の教育」と記されており、男女共学のみが奨励されているわけではない。苦情処理委員はこの事実を意図的に隠し、共学化推進という結論に導いたのではないかとの疑念を生む行為である。

6. 知事の責任について

知事は埼玉県全体の行政を統括する責任を負い、教育委員会の方針にも責任を持つべき立場にある。しかし他県では知事が共学化問題に積極的に関与している中、埼玉県では知事が「教育委員会に権限がある。」として教育委員会や苦情処理委員の偏った対応を放置している現状である。知事は県民の声を自ら丁寧に聞くのみならずそれを十分に反映し報告書の撤回、是正を指示すべきである。

以上

提出者

埼玉県立●●高等学校●●会長 ●●●●

埼玉県立●●高等学校●●会長 ●●●●

埼玉県立●●高等学校●●会長 ●●●●

埼玉県立●●高等学校●●会長 ●●●●

埼玉県立●●高等学校●●会長 ●●●●